

特集 / 積算基準類，共通仕様書等の改正(2)

「建築設備数量積算基準」の改正について

国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課営繕設計官

まつい しゅんぞう
松井 俊蔵

1. はじめに

官庁営繕部では、これまで「建築工事積算基準」「建築工事共通費積算基準」および「建築工事標準歩掛り」等の統一・公開を進め、積算の透明性・妥当性および合理性のより一層の確保を図ってきた。

また、数量に関する基準については、平成11年度に「建築数量積算基準」を新たに制定してきたところである。

「建築設備数量積算基準」については、平成11年度より市場単価が導入され積算体系も変化してきていると共に、国土交通省（旧建設省）では平成9年度の「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」につづき、平成12年9月に「公共工事コスト縮減に関する新行動計画」を策定し、積算に係る施策「積算の合理化」を具体策の一つとしているため、平成12年度内の改正に向け、検討を行ってきたところである。

2. 改正までの経緯

(1) 当初制定から今回改正までの経緯

建築設備数量積算基準は、昭和53年6月に発足した、公共建築工事の主要発注機関で構成される「公共建築工事積算研究会」において、翌昭和54年6月から設備工事積算の標準化に必要な調査研究を行う中での研究成果として、昭和60年4月に

とりまとめられた。国土交通省では、この成果をもとに「建築設備数量積算基準」を制定し、その後の社会的ニーズ、材料、工法等の変化に対応して所用の改正を行いつつ、平成7年度版を用いてきた。さらに、平成9年から営繕積算基準の統一・公開を進めると共に、他の積算基準類も改正等をしてきているため、今回見直しを行ったものである。

(2) 改正に当たっての検討体制

今回の改正に当たっては、(財)建築コスト管理システム研究所に検討業務を委託するなかで、「公共建築工事設備数量積算研究会」(委員長：徳永勇雄 明治大学名誉教授)を設置し、平成12年10月から平成13年2月にかけて検討を行った。この研究成果を基に「公共建築工事積算研究会」で一定の調整を行い、「公共建築工事設備数量積算基準」をとりまとめ、これを国土交通省の「建築設備数量積算基準」としたものである。

3. 改正の基本方針

(1) 公共発注機関で標準的に適用できる基準

今回の改正に当たっては、積算基準等の統一化の観点から整備をしたもので、公共建築工事の主要発注機関で標準的に適用できる基準とした。

(2) 官民を問わず利用できる基準

検討作業に当たっては、(財)建築コスト管理システム研究所の研究会に関係各界からの参加を得、官民の意見を反映した基準とした。

(3) 市場単価導入対応

平成11年度から導入されてきている市場単価に対応し，単価の構成・適用条件等に適した数量算出方法とするための見直しを行った。

(4) 他の基準，仕様書等との整合

本基準と関連する「建築数量積算基準」との整合のほか，仕様書との整合，単位の見直し（SI単位）を行った。

(5) パソコン利用等の電子データを考慮した基準

今後利用拡大が見込まれる，パソコン等を利用した電子データの導入を考慮した内容を盛り込んだ。

4. 「建築設備数量積算基準」の概要

(1) 構成

第1編 総則

- 1 目的
- 2 基本事項

第2編 共通事項

第1章 共通事項

- 第1節 機器搬入
- 第2節 土工事・地業工事
- 第3節 コンクリート工事
- 第4節 はつり工事

第3編 電気設備工事

第1章 共通工事

- 第1節 配管・配線工事
- 第2節 接地工事

第2章 電力設備工事

- 第1節 機器
- 第2節 盤類
- 第3節 器具類
- 第4節 構内線路工事

第3章 通信・情報設備工事

- 第1節 機器
- 第2節 盤類
- 第3節 器具類

第4編 機械設備工事

第1章 共通工事

- 第1節 配管工事
- 第2節 保温工事
- 第3節 塗装及び防錆工事

第2章 空気調和設備工事

- 第1節 機器
- 第2節 ダクト工事

第3節 自動制御設備工事

第4節 総合調整

第3章 給排水衛生設備工事

第1節 衛生器具

第2節 機器

第3節 器具類

(2) 主な改正点

第1編 総則

・計測の単位を見直したほか，電子データの取扱いについて記載した。

第2編 共通事項

・従来，電気設備工事，機械設備工事それぞれの編で規定していた土工事，地業工事，コンクリート工事，はつり工事について，内容を整理し単独の編とした。

・土工事計測方法の見直しを行った。

・各節内の構成を①適用範囲，②計測の区分，③計測・計算とし，以降の各編も統一した。

第3編 電気設備工事

・配管，ケーブルラックについて市場単価に対応した計測・計算方法とした。

・立上がりおよび引下げの計測方法を合理化した。

第4編 機械設備工事

・ダクト工事におけるチャンバー・ボックスについて市場単価に対応した計測・計算方法とした。

・排水樹間の配管の計測・計算方法を合理化した。

5. おわりに

近年の社会経済状況，設備機器・材料の変化，工法の変化さらに建築設備に対するニーズの多様化・高度化などが進む中で，建築コストの重要性が再認識され，積算数量の扱いについても一層の透明性・客観性・妥当性が求められるようになっている。

このような状況の中，現場の施工実態も変化してきており，一方，積算業務においては，業務の電子化等による合理化が急速に進んでおり，これらに対応した数量基準の見直しが各方面から求められていたところである。

今般，関係各方面の協力を得て改正した「建築設備数量積算基準」が，積算に携わる方々にとって幅広く活用されることを期待する。